

他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可申請の概要

1. 申請者

NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」という。） 代表取締役社長 澁谷 直樹
NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」という。） 代表取締役社長 北村 亮太
（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。）

2. 申請年月日

令和8年3月9日

3. 業務の概要

(1) 業務の内容・業務を営む理由

メタル設備を利用した加入電話について、利用の減少や老朽化した設備の維持限界により、2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難な状況を迎えるなか、NTT 東西において、メタル設備を利用した加入電話から、光やモバイルを用いた代替サービスへの移行を段階的に実施する必要があるところ、光未提供区域（NTT 東西がFTTH アクセスサービスを提供していない区域をいう。以下同じ。）や光回線電話の提供が著しく不経済となる場合等において電話サービスの低廉な料金での安定的な提供を行うため、公募にて調達した株式会社NTT ドコモ（以下「設備提供事業者」という。）の携帯電話に係る設備を用いたワイヤレス固定電話を提供するもの

(2) ワイヤレス固定電話の提供方針、提供区域

NTT 東西は、全国の光未提供区域及び光提供区域（光提供区域にあつては、下記①から③に該当する場合に限る。）において、以下の方針に基づき、ワイヤレス固定電話を提案・提供する。

- ・利用者からの固定電話の注文（新規加入等）に対しては、原則光回線電話の提案を行う。
- ・ただし、利用者が利用を希望する区域が光未提供区域である場合は、光回線電話の提案を行わず、ワイヤレス固定電話の提案を行う。
- ・また、光提供区域であっても、以下のいずれかに該当する場合には、ワイヤレス固定電話を提案する。
 - ①光回線電話の提案を行った場合であつて、利用者が光回線電話ではなくワイヤレス固定電話の利用を希望した場合
 - ②物件等の都合（集合住宅の配管に空きがない場合等）で光回線電話の提供が困難な場合
 - ③災害時の故障復旧等、非常時における応急的な提供となる場合

(3) 業務の開始時期（役務提供が可能となる日）

令和8年4月1日（予定）

(4) 電気通信設備の概要

- ・ 電気通信設備の概要は下記のとおり。
- ・ ワイヤレス固定電話からの緊急通報に対応

(5) 業務管理体制、加入者保護のために講ずる措置等

- ・ 設備提供事業者と密接に連携し、故障修理対応など、NTT 東西が自己設備で提供する場合と同等の対応を可能とする体制を構築する。
- ・ 加入者への提供料金は、第一号基礎的電気通信役務の要件を満たす料金とする。
- ・ 提供条件は契約約款に定めるとともに、HP にて広く公表するものとする。
- ・ ワイヤレス固定電話と光回線電話及びひかり電話との品質の違いについて、ダイレクトメールやHP において広く周知する。
- ・ 新規申込受付時には個別に説明を行うほか、電波環境の確認体制、苦情相談体制を構築する。

■ 電気通信設備の概要

